

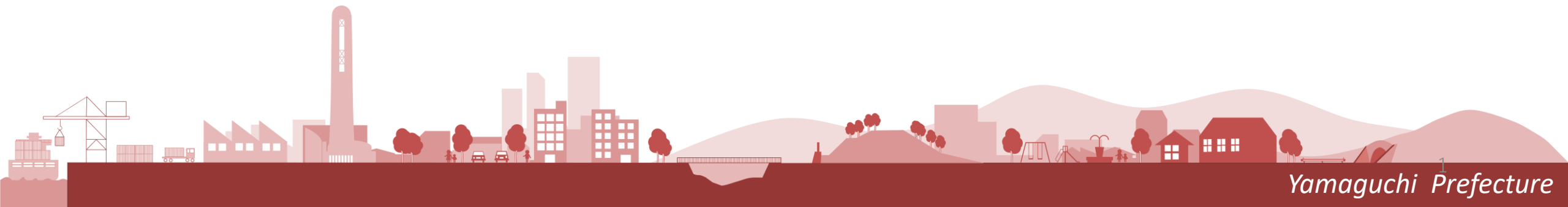
# ICT活用工事試行要領の改正

## 特記仕様書と履行証明書の廃止 積上げ費用の補足事項の追記

令和5年4月

技術管理課

建設DX推進班



理由：受発注者の事務作業の簡素化のため

## ○特記仕様書

ICT活用工事の発注時には、入札公告及び施工条件書にICT活用工事の対象であることを明記しているため、特記仕様書で二重に示す必要はない。

## ○履行証明書

元々は「将来的に総合評価の加点対象にするため」という理由で導入されたが、現時点で導入の予定はない。

令和7年度から発注者指定型を導入することを検討しているが、その際にICT活用工事の経験を加点対象にする必要はない。(ICT活用工事を指定するのに経験を加点するのは矛盾する)

## ICT活用工事（土工）・受注者希望型

### 特記仕様書（記載例）

#### 1 ICT活用工事

要領の1に記載

本工事は、ICT活用工事（土工）・受注者希望型の対象工事である。  
ICT活用工事とは、建設現場の生産性向上を目的として、建設生産プロセスの各段階において、次に示すICT施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

#### 2 実施方法

要領の6に記載

受注者は、ICT活用工事を実施する意向がある場合は、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書（様式1）に具体的な実施内容を記載し、監督職員と協議を行うこと。協議が整い、監督職員が指示した場合に、受注者は、「ICT活用工事（土工）試行要領（山口県土木建築部）」に基づきICT活用工事を実施することができるものとする。

#### 3 ICT施工技術の実施内容

要領の4に記載

受注者は、ICT活用工事を実施する場合は、ICT施工技術のうち、②3次元設計データ作成、④3次元出来形管理等の施工管理及び⑤3次元データの納品を必ず実施すること。この場合の3次元出来形管理は管理断面による管理を標準とする。

また、受注者は、①3次元起工測量及び③ICT建設機械による施工のいずれか又は両方を追加して実施することができる。この場合の3次元出来形管理は面管理を行うものとする。

#### 4 ICT活用工事の費用について

要領の7に記載

ICT活用工事に係る費用については、「山口県設計標準歩掛表」、「山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表」及び「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙）（国土交通省）」等に基づき設計変更を行い、落札率を乗じた価格により変更契約を行うこととする。また、掘削工のICT建設機械によ

る施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削（ICT）[ICT建機使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

#### 5 機器類の調達

要領の別添4に記載

本工事に必要なICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成することとし、使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議すること。

#### 6 工事成績評定

要領の9に記載

ICT施工技術の①～⑤を全て実施した場合は、創意工夫【施工】で2点を加点する。ただし、必須項目（②3次元設計データ作成、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品）のみを実施した場合は、1点を加点する。

※小規模土工の場合は出来形管理を面計測し電子納品をした場合に2点を加点する。

#### 7 ICT施工に係る県内企業の活用

全工事共通

受注者は、ICT施工における関連業務（3次元起工測量、3次元設計データ作成等）を委託に付す場合は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、県内企業の優先活用に努めること。

#### 8 現場見学会等への協力

要領の11に記載

受注者は、本工事が、山口県i-Construction推進連絡会又は山口県が主催する現場見学会等の対象となった場合は、実施に協力すること。

#### 9 その他

全工事共通

本特記仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

令〇〇〇第〇〇〇〇〇号

令和〇年(〇〇年)〇〇月〇〇日

商号又は名称

代表者職・氏名 〇〇 〇〇 様

〇〇土木建築事務所長

## I C T活用工事履行証明書

貴社が受注した工事について、下記のとおり I C T活用工事の履行を証明します。

### 記

- 1 工事名： 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇工事 第〇工区  
(箇所コード) 012345678901
- 2 工事場所： 〇〇〇〇 地内
- 3 工期： 着手年月日 令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日  
完成年月日 令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日
- 4 工種： I C T活用工事(土工) [全面活用] を実施
- 5 証明書有効期間： 工事完成後平定通知日から1年間

注) 「I C T活用工事(土工) [全面活用]」、「I C T活用工事(土工) [部分活用]」

「I C T活用工事(舗装工) [全面活用]」、「I C T活用工事(舗装工) [部分活用]」

「I C T活用工事(河川遊業工) [全面活用]」等のうち、該当するものを記載する。

全面活用： I C T活用工事実施要領に示す I C T施工技術①～⑤を全て活用した工事

部分活用： // ①～⑤を部分的に活用した工事。

国土交通省の要領では「3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、適正に積み上げるものとする」となっており、現状は3次元起工測量・3次元設計データの作成費用をプラス $\alpha$ で積上げている。

しかしながら実態として、準備費に含まれている従来型の施工で必要だった丁張の設置については省略されている現場が多く、準備費の二重計上と指摘されてもおかしくない状況が続いている。

ICT活用工事の創成期は丁張の設置と3次元起工測量・3次元設計データの作成を並行して実施していた事例が多く、妥当な積上げであったが、現状は丁張の設置を省略している現場が多いのが実態である。

国土交通省の見解としては、プラス $\alpha$ の積上げをしているのではなく、あくまでも必要額を計上してもらうためのルールであるため、近いうちに要領の改正を行う予定はないとのことであった。

よって、下記のように国の要領の補足を追記する形で対応したい。

また、3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。なお、丁張の設置等の費用などICT活用工事の実施に伴い不要となる費用がある場合には、これを控除した必要額を適正に積み上げるものとする。

## 3次元設計データを用いた 丁張の省略

### 丁張り設置に利用

- ・ 座標計算などの事前準備不要
- ・ 現場内のどこにでも丁張設置可能

従来手法

30分/1箇所



作成時間  
66%削減

3次元設計データを活用

10分/1箇所



- ・ 丁張り計算等の事前準備が必要ない
- ・ 丁張り設置位置は現場で好きなところに
- ・ 丁張り無しで構造物の設置誘導もできる
- ・ 施工状況の把握も簡単

## 丁張の設置等の費用などICT活用工事の実施に伴い不要となる費用とは？

該当する可能性があるのは下記の内容  
3次元起工測量と3次元設計データを作成することで下記の内容の内、  
必要なくなったものがあればその費用分を控除する。

### ○準備費

- 2) 調査・測量、丁張等に要する費用
  - 二 丁張の設置等の費用
- 3) 準備（丁張の設置等）として行う以下に要する費用
  - イ 雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用
  - ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

### (参考)

出来形管理のための3次元測量を行った場合は「技術管理費の内、  
出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」に含まれるため、積み上げ計上しない。

## 5 発注における入札公告等

発注者は、ICT活用工事の発注にあたって、入札公告及び施工条件書にICT活用工事（土工）の対象であること及び発注方式を明記する。~~また、特記仕様書に実施内容、実施方法、費用等について記載する。（別添3参照）~~

## 7 工事費の積算

### (3)積算基準

．．．

また、3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、~~従来型の施工で必要であった丁張の設置等の費用等を控除した~~必要額を適正に積み上げるものとする。

別添1 ICT活用工事（土工）に適用する要領等

別添2 ICT活用工事（土工）の発注の流れ

~~別添3 ICT活用工事（土工）・受注者希望型特記仕様書（記載例）~~

別添3 ICT活用工事（土工）の実施手続き

別添4 （様式1）ICT活用工事計画書（土工）

~~別添6 ICT活用工事履行証明書~~

- |              |           |           |   |
|--------------|-----------|-----------|---|
| 平成 29年       | 7月        | 1日        | ICT土工の開始（特記仕様書と履行証明書のルール適用開始）   |
| 令和 2年        | 5月        | 1日        | ICT土工に付帯構造物設置工を追加 ICT舗装工・ICT河川浚渫の追加   |
| 令和 2年        | 10月       | 1日        | 国の積算要領の変更による改正  |
| 令和 3年        | 5月        | 1日        | ICT法面工の追加   |
| 令和 3年        | 10月       | 1日        | ICT舗装工（修繕工）の追加（履行証明書のシステム出力開始）  |
| 令和 4年        | 10月       | 1日        | ICT土工に小規模土工を追加<br>県の積算要領を廃止 入札公告への明記を廃止<br>ICT河川浚渫→ICT河川浚渫工への名称変更<br>ICT舗装工（修繕工）→ICT舗装工への名称変更 |
| <b>令和 5年</b> | <b>5月</b> | <b>1日</b> | <b>特記仕様書及び履行証明書の廃止<br/>3次元起工測量・3次元設計データの作成費用積上げの補足を追記</b>                                     |
| 令和 7年        | 4月        | （目標）      | 発注者指定型の導入   |